

残骨灰等の処理に関する告示について

下記の通り一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び琴浦町財務規則（平成16年9月1日規則第47号。以下「財務規則」という。）第122条の規定に基づき公告する。

令和5年12月4日

琴浦町長 福本 まり子

1 入札に付する事項

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 役務の名称    | 琴浦町営斎場残骨灰等処理業務   |
| (2) 売払方法     | 一般競争入札   |
| (3) 調達案件の仕様等 | 入札説明書による   |
| (4) 履行期間     | 契約締結日～令和6年3月19日  |
| (5) 履行場所     | 仕様書による   |
| (6) 入札方法     | 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%を相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。                                    |
| (7) 注意事項     | 本契約は残骨灰処理及び有価物処理を一体とする総価契約とし、残骨灰処理費用から有価物処理の際に見込まれる収入見積額を差し引いた額が入札金額となる。<br>なお、落札金額が0円未満(マイナス金額)の場合、委託者は完了検査合格後に受託者へ納入通知書を送付し、契約金額の支払を請求するものとする。受託者は、当規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約金額を一括で支払わなければならない。<br>※詳細は、入札参加要領のとおり。 |

2 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 財務規則第120条第1項または第2項の規定に該当する者
- (2) 琴浦町の職員であって当該入札の事務に従事する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 過去2年間に他の官公庁と締結した残骨灰の減容化及び無害化処理に関する同等以上の規模の契約実績が2例未満の者
- (5) その他町長が不相当と認める者

3 契約する者

鳥取県琴浦町長 福本 まり子

#### 4 入札手続及び契約に関する担当部局

名 称 : 琴浦町役場 町民生活課 SDGs 推進室  
所 在 地 : 〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2  
電話番号 : 0858-52-1703  
ファクシミリ : 0858-49-0000  
電子メール : tyoumin@town.kotoura.tottori.jp

#### 5 入札手続等

##### (1) 入札参加要領等の交付方法

本件公告の日から開札日の前日までの間に、インターネットの琴浦町ホームページ  
(<https://www.town.kotoura.tottori.jp/docs/2023111600110/>) から入手すること。

ただし、これにより難しい場合は、4の場所において本件公告の日から令和5年12月22日  
(金)(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に直接交付する。

##### (2) 入札に係る事前手続

ア 本件入札に参加を希望する者は、入札参加要領の5(1)で示す事前提出物を、4の場所に令和5年12月15日(金)午前10時までに提出(必着)し、入札参加資格の確認を受けること。

イ 代理人により入札を行う場合は、アの提出書類の他、委任状(入札参加要領様式第3号による。)を、令和5年12月15日(金)午前10時までに提出し、入札参加資格の確認を受けること。

ウ 入札参加資格確認を受けた者には、(6)の入札保証金について、別途納付書を送付するので、納付書記載の金融機関(コンビニによる納付はできません。)において、原則、入札書の提出に先立って納付すること。

##### (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年12月25日(月)  
(開札時間) 午前10時15分

イ 場所 鳥取県琴浦町役場 本庁舎1階 町民生活課

##### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、4の場所に送付すること。

##### (5) 入札方法

ア 入札は、紙入札により行うこと。

イ 入札書は、入札参加要領の5に示すところにより記入押印し、密封して持参又は郵送等により提出しなければならない。

また、(6)に掲げる入札保証金の納付を確認するため、金融機関が収納した旨を表記した領収証書の写しを併せて提出することとするが、やむを得ない理由により入札書の提出と併せて提出することができない場合にあっては、ファクシミリ等でその写しを送付することができる。

ウ 入札書の作成、提出方法の詳細は入札参加要領を参照すること。

##### (6) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札しようとする金額の100分の5以上の金額を入札書の提出に先立って納付しなければならない。

なお、落札できなかった場合は、入札参加要領に定めるところにより返還する。

(7) 契約保証金

落札者は、契約保証金として落札金額の100分の10以上の金額を契約を締結する時までに納付しなければならない。

落札者が納付した入札保証金は、これを契約保証金の一部に振り替え、不足分を納付するものとする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

次のアからキに掲げる入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者の入札

イ 他の入札者の代理人を兼ねた者、若しくは2人以上の入札者の代理をした者の入札

ウ 委任状のない代理人のした入札

エ 記名押印のない入札

オ 金額を訂正した入札書による入札

カ 金額数字の不鮮明な入札

キ その他入札に関する規則等に違反した者の入札

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に掲げる最低入札価格以上の額で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、別に定める方法によるくじで決定する。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札参加要領による。